

令和4年第6回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 令和4年6月27日 午後2時00分
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 尾 上 慶 昌 |
| 教育長職務代理者 | 木 曾 文 人 |
| 委 員 | 池 坂 めぐみ |
| 委 員 | 志 水 矛 |
| 委 員 | 井 本 学 明 |
- 4 委員以外の出席者
- | | |
|----------------|---------|
| 教 育 次 長 | 高 見 博 之 |
| 教 育 次 長 | 入 潮 賢 和 |
| 総 務 課 長 | 西 岐 厚 志 |
| こども育成課長 | 近 藤 雅 之 |
| 幼児教育指導担当課長 | 中 丁 知 子 |
| 学校教育課長 | 田 中 豊 史 |
| 生涯学習課長 | 橋 本 政 範 |
| 文化財課長 | 中 田 宗 伯 |
| スポーツ推進課長 | 笠 原 裕 之 |
| 学校給食センター所長代理 | 山 谷 真 慶 |
| 中央公民館長兼市民会館長 | 本 家 信 治 |
| 図書館長兼市史編さん担当課長 | 小 野 真 一 |
| 書 記 | 澁 谷 文 江 |
- 5 付議事項
- 報告4 令和3年度赤穂市学校保健調査集計について
- 報告5 令和3年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について
- 報告6 専決処分の報告について
- 専第1号 赤穂西中学校（B棟・D棟）大規模改造工事請負契約の締結について
- 専第2号 赤穂市社会教育委員の委嘱について
- 専第3号 赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 専第4号 赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について
- その他 (1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について
(2) 夏季休業に係る生徒指導について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 池 坂 めぐみ

署 名 人 志 水 矛

令和4年第6回赤穂市教育委員会議事録

教育長

ただいまより、第6回教育委員会を開会いたします。

委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、本日、正木学校給食センター所長が他の公務のため欠席しており、山谷学校給食センター所長代理が代理出席しておりますことをご報告いたします。

はじめに、令和4年第5回教育委員会議事録の署名を木曾委員と池坂委員にお願いします。

(教育長署名後、木曾委員、池坂委員の署名)

次に、教育長の報告を行います。

(別紙「教育長活動報告」のとおり報告)

次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。池坂委員と志水委員にお願いします。

議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

報告6専第2号ないし専第4号については、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に、報告4及びその他(1)については同規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当すると考えられますので、いずれも非公開としてよろしいか。

異議なし。

以上のとおり賛成をもちまして、報告4、報告6専第2号ないしその他(1)については、非公開と決定します。それでは、審議に入ります。

報告4「令和3年度赤穂市学校保健調査集計について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、「令和3年度赤穂市学校保健調査集計について」説明を行い、その後審議を行った。] 承認

教育長

次に、報告5「令和3年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(令和3年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について議案10～17ページに基づき説明を行った。)

教育長
委員

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

毎年、この栄養の摂取状況について、質問して、私も何回かしたんですけれども、特に中学なんですけど、今年は栄養区分の3分の2が文科省基準を満たしていない。以前質問したときに、カルシウムとかマグネシウムの二つとか三つとか（基準を満たしていないもの）はあったんですが、今年は非常に多いんですけれども、食べる量を増やしたら、基準は満たせるんだということで、回答がありました。しかし、そうなると、たくさん食べさせたら総エネルギーが増えてしまうから、そういうこともできないし、献立の工夫をします、とかいう答弁もありましたが、文部省基準はあくまでもこれは希望基準というか、報告書はこうあって欲しいという、そういう目標数字として定められているもので、その通りにいかななくてもあくまでも希望だからという答弁があったと思うんですけれども、それにしても、毎年、その前からこんな課題があったということをお聞きしているんですけれども、何年も続いて大丈夫なのか、改善努力する必要性はあるのか、文科省の基準はあまり気にしなくてもいいのかという（ところが気になる）。もちろん今まで、給食センターがいろんなことを工夫している、カルシウムのためには小魚のものを用意したり、あるいは、マグネシウムには納豆をたくさん用意したりとか、或いは鉄分不足の時はわかめごはんにするとか、そういうのをよく献立としてお聞きしているんですけれども、今後またこういう（基準に満たない）ものがついたときに、もうそれでいいのか、あまり文部省基準を気にしなくていいのかということをお答えできたらお願いしたいと思います。

事務局

文部科学省の基準につきましては、基準ということですので、体格差でありますとか、男女比でありますとか、そういう地域的なところが、考慮されていない基準となっておりますので、赤穂市の平均につきましては、できるだけ、やはり基準ですのでその基準を満たすようには、努力しておるところではありますが、基準をできるだけ満たすようにということで、学校園の先生ともお話を進めながら、できるだけ子どもたちに美味しくたくさん提供している給食を食べていただけるような形で検討しているところでもありますので、少しずつではありますが、文科省の基準に近づけていきたいと考えておるところであります。

教育長

他にご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、報告5「令和3年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について」の報告を終わります。次に、報告6

「専決処分の報告について」の専第1号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (赤穂西中学校 (B棟・D棟) 大規模改造工事請負契約の締結について議案18、19ページに基づいて説明を行った。)

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、専第1号の報告を終わります。

続いて、「専決処分の報告について」専第2号ないし専第4号について、事務局の説明をお願いします。

[非公開案件として、「専決処分の報告について」専第2号から専第4号について説明を行い、その後審議を行った。] 承認

教育長 次に、その他(1)「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行い、その後審議を行った。]

教育長 次に、(2)「夏季休業に係る生徒指導について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (夏季休業に係る生徒指導について議案26～29ページに基づき説明を行った。)

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員 先ほど、マスクを外すような指導ということはあると思いますが、この間、他のことで学校の先生とお話しする機会があったんですが、なかなか指導しても外さないということで、もう本当に、生徒方に聞いても女の子は外したくない、と。皆が外しても、多分自分は外さないだろう、という子も多いですし、やっぱり他の人の目があるので外したいけど、皆が外してなかったら外せない。なので、先生方が挨拶の時は率先して外すんだけど、それでも外しなさいって言ってもなかなか体育の時でも外してないというお話をお聞きしまして、気持ちはわかるんですが、これだけ暑くなると危ないですし、そういうこととは違う面で、外しなさいって言っても外さない状況があるので、こういった形でこの先(コロナが)収まっていったときに、指導を進めていくのか難しいところがあるかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

事務局

マスクを外す観点としては、熱中症の観点からも、外さない危険が生じますので、引き続きマスクを外すようには、その理由も含めて、子どもたちにも保護者の方にも、再度、継続して、啓発をしていきたいと思えます。（学校の）帰りも、一斉下校している学校については、マスクを外しましょう、と全員外しているか確認してから下校するという学校もありますので、そういった効果的な外し方があるかどうか情報交換して、進めて参りたいと思えます。また、登校中もマスクをしている児童も見られますので、引き続き指導してまいります。ご指摘ありがとうございます。

委員

タブレットの持ち帰りとかSNSに関してなんですが、中学生と話をしていたら、私方が思っている以上に、休みの日など3時間以上は触っていると。今までだと1時間で（やめると）家で約束するとかそういう話もあったと思うんですが、そんな1時間なんか目じゃない、と。「大体平均どれぐらい」って聞いたら、「普通でも、5時間10時間」「休みの日だったら、ずっと触っている」という子もあって、それじゃ本当にほかの事も出来なんでしょうし、目も悪くなるでしょうし、体力も落ちるし、本当に生活習慣の見直しが大切になってくるなというのを感じて、親御さんもやっぱり、仕事をしていたら、そこまで（注意もできないでしょうし）、本当なら家庭の問題なんですけれども、変な言い方ですけど、「悪いことせずに、家でしてくれるのだったら、SNSぐらいだったらいいかな」という形で、ちょっと子守的な役割もしているのかなという気がしまして、それこそ体力の低下も含めて、何かいい手立てはないものかなと感じています。

事務局

委員ご指摘のとおり、便利な分、そういうルールづくりであるとか、使い方であるとか、マナーの問題であるとかは、常に指導していかないといけないと思えますので、生活実態も踏まえながら、そのタブレットの活用については考えてまいりたいと思えます。

委員

タブレット、これは夏休みだけ持ち帰るんですか、それとも今まで4月からずっと持ち帰らせていたんですか。それをまずお聞きしたい。

事務局

学校によって実態は違いますが、1学期の間も定期的に、必要な時には持って帰って使っている現状であります。夏休みも必要に応じて、持って帰らせて取り組むように考えております。

- 委員 夏休みの必要に応じて、Aという学校は全員持って帰らせるけれども、Bという学校はもう夏休みは持って帰らずに、学校に置いておく。それでもありということですか。
- 事務局 まだ学校での情報共有というか、統一した取り決めはまだ打ち合わせておりませんので、使い方について、どんな使い方ができるのか、統一するのかどうかということも含めて、情報収集しておきます。
- 委員 いや、そのタブレットを活用したらいいと思うんですけど、「不登校や悩み・問題を抱える幼児児童生徒への指導」という項目にあって、多分今まで、4月5月と見ましたら、中学校では倍になって不登校が増えていますよね。不登校の生徒への対応で、タブレットをたとえば持って帰って、担任と教科担任がオンラインか何か知らないけども、それで不登校生徒とやりとりしているのか、そういう具体例があったら、また教えていただければと思います。
- 事務局 不登校生徒については、タブレットを活用して先ほどおっしゃった情報交換であるとか、課題をタブレットに入れて取り組むようには進めております。実際に、やっている現状があります。それも夏休みに合わせて使えるようには進めていこうと思っております。
- 教育長 他にご質疑ございませんか。
- 教育長 他にご発言がないようですので、「夏季休業に係る生徒指導について」の報告を終わります。その他、事務局から報告事項等がありますか。
- 事務局 (令和4年第7回定例教育委員会を7月27日(水)午後2時から赤穂市役所第2庁舎で開催することを報告した。)
- 教育長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして第6回教育委員会を終了させていただきます。お疲れ様でした。
(午後3時00分閉会)